

徳島県立病院経営改善支援業務仕様書

1 目的

本業務は、徳島県立病院（中央病院、三好病院、海部病院）（以下「県立病院」という。）の経営改善や病院機能の将来のあり方について検討するために必要な調査・分析及び経営改善に係る対策等の検討・提案並びに外部の有識者等で組織する「有識者会議」の運営支援を行うことを目的とする。

2 委託業務名

徳島県立病院経営改善支援業務（以下、「本業務」という。）

3 業務期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

4 履行場所

徳島県病院局（以下「県病院局」という。）及び本業務の履行に必要と考えられる場所

5 業務内容

（1）医療需要等調査

各県立病院が位置する医療圏域内における医療需要等の調査・分析を行い、各県立病院の課題を整理すること。

・人口動態、疾病別、診療科別患者動向、地域における医療提供体制 等

（2）経営分析

各県立病院の経営分析を行い、課題を整理すること。

・財務分析（収益・費用）、他施設とのベンチマークを比較、DPCデータの分析等

（3）経営改善策の提案

上記（1）及び（2）を踏まえ、各県立病院の現状における収益の増加や費用の削減につながる要因を特定し、改善策を提案すること。また、必要に応じて収支予測の実施による比較検証を行うこと。

（4）県立病院のあり方の提案

上記（1）、（2）を踏まえ、中長期的な各県立病院のあり方を提案すること。

・各地域において担うべき役割、機能、病床数等の適正規模、収支予測の実施 等

（5）有識者会議の運営支援

業務期間中に3回程度の開催を予定し、令和7年10月には経営改善等に係る方向性の提言をまとめる予定となっている。運営支援は以下の業務内容とする。

① 会議資料の作成支援

- ② 会議へのオブザーバー出席及び議事録の作成
- ③ 上記（１）～（４）に関する資料の作成支援
- ④ 会議の検討結果を整理した報告書の作成
- ⑤ その他会議の運営に係る業務の支援

なお、業務内容については、有識者会議での議論等を踏まえ追加する場合があります。

6 業務実施体制

- （１）受託者は、本業務を遂行するために必要な知識と経験を十分に有する人材を配置すること。
- （２）受託者は、本業務の遂行に当たって、県病院局の担当者とは十分な連絡を保ち、適宜、指示及び承諾を受けること。

7 業務計画書の提出

- （１）受託者は、契約締結後、7日以内に業務計画書に関する書類を作成の上、県病院局に提出し、承認を得ること。
- （２）業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ① 業務遂行方針
 - ② 業務工程表
 - ③ 業務実施体制（統括責任者、主任担当者、業務従事者の配置を含む。）
 - ④ その他必要とする事項
- （３）前項に定める事項の記載内容に追加又は変更が生じた場合は、速やかに県病院局に文書で提出し、承諾を得ること。

8 提供する資料

- （１）各県立病院の決算書類等、医療需要等の調査・経営分析に必要なデータ
- （２）その他本業務の実施において必要と考えられる資料

9 成果物

- （１）本業務の成果物は、次のとおりとする。なお、成果物は、紙媒体及び電子媒体により提出すること。
 - ① 徳島県立病院経営改善等に係る報告書
 - ② 議事録及び本業務において作成した資料等
- （２）提出部数
製本30部 電子媒体1部

10 その他

- （１）本業務の履行に必要な旅費、機材、消耗品等は全て受託者の負担とする。
- （２）定めのない事項又は疑義等が生じた場合は、県病院局と受託者が協議の上、定めることとする。